

# 「著しく短い工期による工事契約」 建設業法で禁止されています！

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者

工事を受注する建設企業

① 長時間労働を前提とした工事請負契約の締結



② 労働基準法の  
時間外労働規制に  
違反した場合

③ 建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反

**著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、  
建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を  
公表する場合があります**

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります  
(違反した建設企業は許可行政庁による指導監督の対象となります。)

## 建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

- 第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。
- 第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。(※)

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。(2025年12月までに施行予定)

